

# 告 示

## 埼玉県告示第六百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和五年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団慶寿会 春日部泌尿器科・内科クリニック	名 称	医療法人社団慶寿会 春日部内科クリニック	医療法人社団慶寿会 春日部泌尿器科・内科クリニック
喜多村内科クリニック	名 称	橋本内科クリニック	喜多村内科クリニック
至聖訪問看護ステーション	所在地	狭山市下奥富六八八	狭山市下奥富一二二一